

「無添加」「不使用」表示 消費者理解の現状に合わせた 表示の規制を！

食のコミュニケーション円卓会議
市川まりこ

URL: <http://food-entaku.org/>

食品添加物の消費者理解の現状

平成29年度～令和元年度消費者意向調査報告書から

Q あなたは食品添加物は、安全性が評価されたものや我が国において広く使用されて長い食経験のあるものとして国に認められたものが、食品の加工又は保存の目的で使用されていることを知っていますか？

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
はい	35.8%	35.7%	36.3%
いいえ	64.2%	64.3%	63.7%

食品添加物の
消費者理解は進んでいない！

無添加表示の消費者理解の現状

平成29年度消費者意向調査報告書から

Q（購入時の商品選択の際、「無添加」等の「表示がある食品を購入している」という方にお伺いします）あなたが「〇〇を使用していない」、「無添加」の表示がある食品を購入する理由をお教えください。（いくつでも）

1位	2位	3位
安全で健康に良さそのため	合成や人工という表示があると購入を避けてしまうため	特に理由はないが、何となく含まれる添加物が少なそうな食品を購入しているため
72.9%	24.7%	21.4%

無添加表示=安全と認知され、添加物のリスクコミュニケーションの妨げになっている

食品添加物の
安全性について

なぜ、消費者の誤認が問題なのか・・・

多くの消費者が誤認しているから

無添加・不使用表示食品が売り上げを増やす

売れるのでさらに

無添加・不使用食品が増える

それを見てさらに誤認が増える

食品添加物(〇〇)の不使用表示

1. 事実と異なる表示
2. 事実であっても
消費者を誤認させやすい表示
3. その他にも気になる例
4. 誤認させない不使用表示とは？

1.事実と異なる表示

- ①キャリーオーバーや加工助剤は表示免除であるが、食品添加物(○○)が使用されている場合
- ②原材料の製造工程などで使用されている場合

→禁止すべき

2.事実であっても消費者を誤認させやすい表示

- ①食添(○○)は使用していないが、当該食品の中に食添(○○)の機能を代替するものがある場合
- ②一般的に食添(○○)を使用していない食品で食添(○○)を使用していない場合
- ③「○○不使用」の表示があり、○○は使用していないが他の食品添加物が使用されている場合

→禁止すべき

3. その他にも気になる例

①. 単なる「無添加」の表示

何が無添加なのか？

消費者の添加物への不安を利用

→ 禁止すべき

②. 「化学調味料不使用」の表示

→ 化学調味料の定義が不正確

→ 禁止すべき

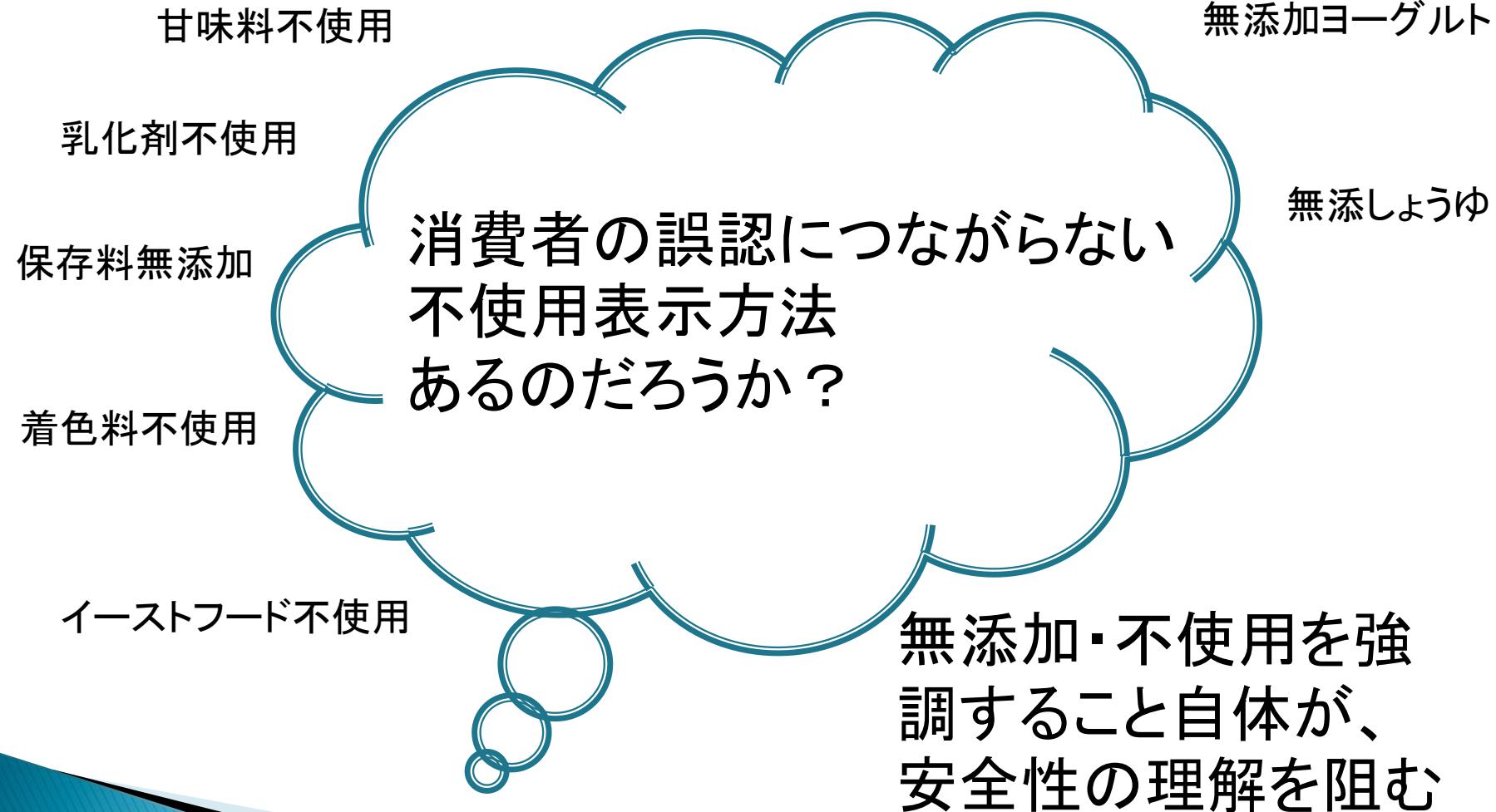
③. 食品表示基準で使用をやめた「合成」

「人工」の文言が入った不使用表示

優良誤認を招きかねない

→ 禁止すべき

4. 誤認させない不使用表示とは？



広告規制も忘れずに！

- ▶ 「不使用」「無添加」表示は商品の広告の中に広くあふれている。
- ▶ 消費者の誤認を軽減するには容器包装上の表示だけでなく、**広告全体を規制**する方向に進むべき。

不使用表示のガイドラインの課題

- ▶ 線引きのメルクマールをつくることで、不使用と堂々と表示できることになれば、かえって不使用表示が増えることになりかねない。
- ▶ 消費者庁のガイドラインが、「不使用表示お墨付きガイドライン」になることが懸念される。
- ▶ 不使用表示そのものが、食品添加物のリスクコミュニケーションを阻むことを踏まえたうえで、ガイドラインの必要性をきちんと議論をしていただきたい。

ありがとうございました